

入居者が減少するプレハブ仮設住宅等に関する対応方針

1 基本的考え方

本市のプレハブ仮設住宅の入居率は、平成 28 年 1 月 1 日現在で約 29%にまで減少しており、本市被災者の供与期間が本年 3 月以降、順次終了することに伴い入居率は更に減少する見通しである。

一方、5 年の供与期間満了後も供与が継続する市外被災者を中心にプレハブ仮設住宅や借上げ公営住宅等に入居し続ける方もいることから、プレハブ仮設住宅等の今後のあり方が課題となっている。更に全ての入居者が退去した後は、地域の防犯・防火の安全面や公共財産の速やかな機能回復の観点からプレハブ住宅の解体等を効率的に行う必要がある。

このため、本市では、より安全で安心できる住環境の確保を第一に考え、次により対応を進めることとする。

2 プレハブ仮設住宅等の集約

平成 28 年 10 月以降もプレハブ仮設住宅や一部の借上げ公営住宅等に入居する市外被災者と本市の特定延長対象者について、平成 28 年 3 月から 9 月までの間に市内 3 か所の借上げ公営住宅等へ集約する。

なお、集約にあたっては、対象となる方の生活状況や再建の意向等に十分配慮するとともに、集約に係る負担を軽減するための措置を講じる。

対象世帯数 20 世帯程度

集約先 国家公務員宿舎（川内元支倉）、J R 東日本社宅（南小泉）、N T T 東日本社宅（三神峯）

負担軽減策 本市業務委託による引越し業者の手配

3 プレハブ仮設住宅の解体等

全ての入居者が退去した後のプレハブ仮設住宅団地については、宮城県と連携しながら、速やかにプレハブ住宅を解体し、切れ目なく建設用地の原状回復に向けた対応に着手する。

なお、公園等市民利用施設を原状回復する場合、地域の実情や利用実態等も踏まえた早期回復が求められることから、本市がプレハブ住宅の解体と建設用地の原状回復を行う。

実施主体	団地数	プレハブ仮設住宅団地名
仙台市	15 団地	鶴巻一丁目東公園、港南西公園、福田町南一丁目公園、岡田西町公園、高砂一丁目公園、扇町四丁目公園、扇町一丁目公園、七郷中央公園、六丁の目中町西公園、荒井 2 号公園、荒井 7 号公園、卸町五丁目公園、卸町東二丁目公園、若林日辺グラウンド・多目的広場
宮城県	2 団地	仙台港背後地 6 号公園、荒井土地区画整理事業小学校用地
リース業者	1 団地	あすと長町 38 街区